鳥取県渇水対策等緊急事業実施要領

令和7年9月9日付第202500142773号 鳥取県農林水産部長通知

第1 目的

この要領は、令和7年度の渇水において、農業用水の確保に緊急に必要となる応急的な対策(以下「応急対策」という。)の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において県が助成することにより、農産物の干ばつ被害を未然に防止することを目的とする。

第2 事業の内容

1 助成の対象

助成の対象は、平時に行う用水確保に係る対策は除く、令和7年7月15日から同年9月30日までの間において、市町村及び市町村長が認める者(以下「事業実施主体」という。)が緊急に実施した、次のいずれかに該当する経費とする。

- (1) ポンプ及び付属部品の購入に要した経費
- (2) ポンプ (発電機、散水車及びポンプ車を含む。) の賃借に要した経費
- (3) その他用水確保に資する応急対策に要した経費
- 2 補助金の算定

事業実施主体に対する補助金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

(1) 事業実施主体が市町村の場合

補助金の額=1の助成対象経費のうち市町村が負担する額の2分の1以内

(2) 事業実施主体が市町村長が認める者の場合 補助金の額=1の助成対象経費 × 市町村が負担する率(最大50%)以内

第3 必要書類の提出

1 関係書類の整備

事業実施主体は、応急対策を実施した結果に基づき、実施内容及び実施に要した経費が確認できる証拠書類(領収書、実施状況写真等)を整備するものとする。

- 2 事業計画調書の提出
- (1)市町村長は、当該市町村内の事業実施希望を取りまとめ、令和7年10月15日までに様式第1号により所管の農林事務所長又は総合事務所長(以下「所長等」という。)に提出するものとする。
- (2) 所長等は、(1)により提出があったときは、応急対策の実施内容を確認の上、農林水産部長に報告するものとする。
- 3 2及び第4の規定は、事業計画調書に変更があった場合において準用する。

第4 事業費の決定

- 1 農林水産部長は、第3の2の(2)の規定による報告を受けたときは、予算の範囲内で交付対象となる事業費を決定し、所長等へ通知するものとする。
- 2 所長等は、1の規定による通知を受けたときは、市町村長に対し、様式第2号により通知するものとする。

附則

この要領は、令和7年9月9日から施行し、令和7年7月15日から適用する。

 番
 号

 年
 月

 日

(所長等) 様

(市町村長)

令和7年度渇水対策等緊急事業計画調書について(提出)

このことについて、令和7年度において渇水対策等緊急事業を実施したいので、鳥取県渇水対策等緊急事業実施要領(令和7年9月9日付第202500142773号鳥取県農林水産部長通知)第3の2の(1)の規定により、別添のとおり事業計画調書を提出します。

(担当・電話)

 番
 号

 年
 月

 日

(市町村長) 様

(所長等)

令和7年度渇水対策等緊急事業に係る事業費の決定について(通知)

令和 年 月 日付 第 号で提出のあったこのことについて、鳥取県渇水対策等緊急事業 実施要領(令和7年9月9日付第202500142773号鳥取県農林水産部長通知)第4の2の 規定により下記のとおり事業費を決定したので、通知します。

(担当・電話)

記

| 中 杂 串 | |
|-------|--|
| 事業費 | |
| | |
| | |

| / m l | \~ ` |
|-------|------------------|
| (71 | \ / \ |
| ית) | 11/1/1 |

| 市町村名 | 市町村補助率 | (%) |
|------|--------|-----|

渇水対策等緊急事業計画(実施)調書 総括表

| | | | | Τ | | | 応急対策の実施期間 | 渇水の概要 | 応急対策に要する(要した)費用 | | | | |
|------|--------------------|------|---------|------------------|-----------------|----------|---|-----------------------------|--|---|-------|-----------------------|---|
| 整理番号 | 事業 実施 団体名 主体 | 代表者名 | 代表農地の住所 | 給水 面積 (ha) | 給水 人数 (人) | 対象 作物 | 複数ある場合、最初に取り組みを開始した日と 最後に取組が終わった日を記入 | 河川水位低下 水源枯渇 その他 具体を記入 | ボンブリース ボンブ購入 ボンブ所有物 給水車等 その他 | ļ | 県費補助金 | 市町村費、又 は市町村補助 金 | |
| 1 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 2 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 3 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 4 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 5 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 6 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 7 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 8 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 9 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 10 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 11 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 12 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 13 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 14 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 15 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 16 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 17 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 18 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 19 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 20 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 21 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 22 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 23 | | | | | | | 令和 7 年 月 日から令和 7 年 月 日まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 24 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 25 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 26 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 27 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 28 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 29 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 30 | | | | | | | 令和 7 年 月 日 から 令和 7 年 月 日 まで | | | | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | ※車業旅行者から申請され 事業分 | | | 0 | 0 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 |

※事業施行者から申請され、事業主体が受理した書類(参考様式を参照)を添付のこと。

※ 事業実施主体欄は市町村の場合は「1」、市町村長が認める者(市町村以外)の場合は「2」を記入のこと